

令和元年度岩手県保健所運営協議会 開催結果及び会議録

第1 開催概要

日 時	令和2年3月5日(木)18時30分から19時53分
場 所	大船渡地区合同庁舎4階大会議室
出席者	委員25名中24名出席(うち代理出席5名)。別紙「委員名簿」のとおり。
傍聴者	1名
議 事	<p>1 議事</p> <p>(1) 会長及び副会長の互選について 会長に滝田 有 委員(一般社団法人気仙医師会長)、副会長に渕向 透 委員(岩手県立大船渡病院長)を選出。</p> <p>(2) 報告事項(令和元年度大船渡保健所事業について)</p> <p>ア 気仙地域災害医療実地訓練について 小野寺主事が資料1により説明。 質疑等会議録のとおり。</p> <p>イ 感染症健康危機管理の取組みについて 佐藤上席保健師が資料2により説明。 質疑等会議録のとおり。</p> <p>ウ 企業対象の健康づくりの取組みについて 北川保健課長が資料3により説明。 質疑等会議録のとおり。</p> <p>エ ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理に向けた取組みの強化について 中村環境衛生課長が資料4により説明。 質疑等会議録のとおり。</p> <p>オ 食品衛生法改正に伴う対応について 中村環境衛生課長が資料5により説明。 質疑等会議録のとおり。</p> <p>(3) その他 なし</p> <p>2 その他 なし</p>

第2 会議録

1 議事

(1) 会長の選出について

[高橋次長] 委員改選に当たり、会長の選出を行います。保健所運営協議会条例第4条第1項の規定により、会長及び副会長を委員の互選により定めるとされていますが、よろしければ事務局案を準備していますので、ご提案させていただいてよろしいですか。

(異議なしの声あり)

[高橋次長] 事務局案として、会長を気仙医師会の滝田委員に、副会長を県立大船渡病院の渕向委員にお願いしたいと考えておりますがいかがでしょうか。

(一同承認)

それではお願ひいたします。以降の進行につきましては、会議設置要綱の第4第2項の規定により、滝田会長にお願いします。

(2) 報告事項

[滝田会長] 気仙医師会の滝田です。

新型コロナウイルスの関係で皆様ご多忙のことと思います。

今日の会議は、日頃の保健所業務について、我々委員が保健所の業務を評価するというものですので、忌憚のないご意見等をお願いします。

それでは早速、議事を進めてまいります。

皆様のご協力をいただき進行していきますので、よろしくお願いします。

ア 気仙地域災害医療実地訓練について

[滝田会長] では最初に、次第の3の(2)報告事項、令和元年度大船渡保健所事業「気仙地域災害医療実地訓練について」事務局から説明をお願いします。

[小野寺主事] 大船渡保健所管理福祉課の小野寺と申します。

6月に開催した気仙地域災害医療実地訓練について報告します。

資料1を御覧ください。

最初に、実施概要ですが、令和元年度気仙地域災害医療実地訓練は、住田町を主会場とし、令和元年6月23日土曜に、同日に開催された住田町の総合防災訓練と併せて開催しました。訓練は、住田町役場前駐車場を主な会場として実施しました。

参加機関は、県立大船渡病院、住田町、大船渡地区消防組合及び当保健所となっております。

訓練は、「台風の接近により、前日から県内全域に大雨（土砂災害・浸水害）・洪水警報が発令されていた。この大雨で住田町世田米地区において大規模な土砂崩れ・住宅の倒壊があり、多数の傷病者が発生した。」との災害想定で実施しております。

次に訓練内容ですが、大きく分けて3点、情報伝達・通信連絡訓練、救護（トリアージ）訓練、傷病者搬送訓練を実施しております。

それでは、それぞれの訓練の状況を紹介させていただきます。

最初に情報伝達・通信連絡訓練ですが、スライドの図のような流れで情報の伝達・連絡調整を行いました。災害発生後に、まず住田町の災害対策本部から県災害対策本部大船渡支部（みなしで大船渡保健所）へ被害報告が行われて、当所から県立大船渡病院の安全確認・被害報告を行いました。

災害医療コーディネーターを通して連絡調整を行うところでしたが、今回は、大船渡病院D M A T及び災害医療コーディネーターが訓練当日に別用務のため対応できず、災害医療コーディネーターが不在という想定の下で訓練を行いました。

また、住田町から県庁（みなしで大船渡保健所）にD M A T を要請しました。また、通信連絡訓練として、広域災害救急医療情報システム（通称E M I S）の入力訓練も実施し、医療機関がE M I Sに入力後、保健所でその内容を確認する訓練も実施しました。

下の表は、少し見にくいですが、E M I Sで入力されたデータの一部で、医療機関の被災状況、ライフラインの状況、受入可能患者数等を確認することができるシステムです。

続いて、救護（トリアージ）訓練ですが、土砂災害により負傷者が多数救助されてくるという想定で、負傷者役10名によるトリアージ訓練を実施しました。意識不明状態の者、自立歩行できない者など、負傷者に対してトリアージを実施しました。左の写真は救護所の立ち上げの様子で、右の写真は、重症度に応じて処置エリアへ負傷者を搬送している様子となります。

こちらは、トリアージの各エリアとなっています。左が軽傷者の緑エリア、右が重症の赤色エリア及び黄色エリアの写真となります。また、別途死者等の黒エリアも配置しています。

こちらは、トリアージ後の様子です。重傷者は赤エリア、中等症は黄色エリア、軽傷者は緑エリアとなっています。見切っていますが、死者は黒エリアに搬送されています。

また、この後、重傷者1名を県立大船渡病院へ救急車で搬送する想定で、救急車へ搭乗し、実際に搬送はせずにみなしで行いました。

今回の訓練をふまえて明らかになった課題点を何点かご紹介します。

災害時には、衛星電話を使って各機関と連携するのですが、関係機関の衛星電話番号を確認のうえ、平時から衛星電話を活用できる状況にしておく必要があると感じました。

また、今回は、災害医療コーディネーターが対応できないという想定で訓練を行ったので、来年度の訓練においては、災害医療コーディネーターの役割を確認しながら訓練をする必要があると思いました。

全体としてみなしの部分が多かったので、実際の役割と動きに即した訓練にする必要があると感じました。

また、昨年度の訓練で課題として出された、要配慮者に対する対応について、住田町においては、要配慮者の収容先として想定されていたすみた荘が、危険区域となっているため、町でも要配慮者の対応が課題である旨、示されました。要配慮者への対応という点に関しては、来年度の訓練においても、継続課題とさせていただきたいと思います。

改めて、今回の訓練実施に当たり、関係機関の皆様に大変ご協力をいただきありがとうございました。

来年度は大船渡市での訓練を計画しておりますので、引き続きご協力のほどお願いいたします。

以上です。

[滝田会長] ありがとうございました。

ただいま事務局から説明のあった内容について、皆さんからご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

[滝田会長] 災害医療コーディネーターは気仙管内に3名いますが、今回は参加できなかったので、来年度以降は参加できるとよいと思います。

[田畠委員] 衛星電話については、常時使用できる状態にしておく必要があると思います。

[小野寺主事] 関係機関の状況も確認のうえ、行っていきたいと考えています。

[村上委員] 災害想定について、土砂崩れ等が発生した場合に、陸上搬送のみを想定するのではなく、最悪の事態を考えて行うべきだと思います。

イ 感染症健康危機管理の取組みについて

[滝田会長] 次に、「感染症健康危機管理の取組みについて」事務局から説明をお願いします。

[佐藤上席保健師] 大船渡保健所保健課の佐藤と申します。

資料2により説明します。

保健所においては、感染症の発生及び蔓延を防止するため、医師からの届出及び指定届出機関からの報告等をもとに、感染症の発生動向を把握し、疫学調査、接触者健康診断、感染拡大防止のため普及啓発を実施しています。

また、現在、新型コロナウイルス感染症への対応として、帰国者・接触者相談センターとしての相談対応のほか、患者発生時の管内関係機関との連絡体制や医療体制等の情報共有、関係機関への情報提供等に努めているところです。

1ページの1の気仙地域における感染症発生状況についてですが、(1)の表は、医師の届出による全数把握対象疾患の発生状況として、感染症類型1類から5類の状況となっています。令和元年度は、2月20日現在ですが、2類感染症は1月から12月までと国に合わせた統計数値ですが、それ以外は、4月から3月までの数字となっています。発生で一番多いのが結核で、平成28年度以降減っており、それ以降は10数人で推移しています。また、3類感染症の腸管出血性大腸菌感染症、4類感染症のデング熱、レジオネラ症は毎年数件ほどの発生状況が続いています。

また、(2)感染性胃腸炎の集団発生状況ですが、今年度はいずれもノロウイルスを病原体とする集団発生が保育施設や学校等から報告されている状況です。

次ページの2の新型コロナウイルス感染症対策の取組状況ですが、国内外での発生を受け、2月3日に県立大船渡病院を会場に関係者による連絡会議

を開催して、患者が発生した場合の連絡体制等の対応を確認したところです。また、帰国者・接触者相談センターを開設し2月8日から相談対応をしてい るところです。なお、県庁医療政策室では、24時間の対応となっています。

(3) の発生時初動対応訓練として、帰国者・接触者相談センターにおける 疑い患者の電話相談受理から関係機関への情報伝達訓練のほか、保健所搬送 車による搬送・PPE着脱等の実働訓練を実施しました。

また、(4) の感染症ニュース発行による情報提供として、医療機関、学校・ 保育施設・介護福祉施設設置法人等の関係機関への情報提供をしています。

新型コロナウイルス感染症については、本日配布した国のチラシも参考に していただきたいと思います。

3のその他の感染症健康危機管理対策の取組として、今年度は、ラグビーワールドカップ2019日本大会に向け、関係機関との対策の確認及び意見交換を行いました。

その他、施設等での感染症の集団発生の予防を図るため、集合研修を2回、 出前講座を10回開催し、ノロウイルスの集団感染の予防のためのおう吐物の 処理や、手洗い、PPE着脱等を中心に行なったところです。

3ページの(3)職員の感染症健康危機対応訓練については、鳥インフルエンザに係る保健所職員のPPE着脱訓練を3回実施しました。

以上です。

[滝田会長] ありがとうございました。

ただいま事務局から説明のあった内容について、皆さんからご質問、ご意見 等はございませんでしょうか。

[滝田会長] 帰国者・接触者相談センターについて、相談件数は、県全体で何件 ありましたか。また、相談する症状等の目安はどのようになっていますか。

[佐藤上席保健師] 3月2日現在で「症状がある方からの受診等に関する相談」 が623件、「一般相談」が627件となっています。

配布のチラシの「新型コロナウイルスを防ぐには」の裏面に「こんな方はご 注意ください」とあり、センターに相談いただく目安として厚生労働省で示す 規準が記載されていまして、このような内容に基づき、市町の協力もいただき ながら周知をしているところです。

ウ 企業対象の健康づくりの取組みについて

[滝田会長] 次に、「企業対象の健康づくりの取組みについて」事務局から説明 をお願ひします。

[北川保健課長] 大船渡保健所保健課の北川と申します。

資料3をご覧ください。

企業対象の健康づくりとして、働く世代対象の健康セルフサポート事業の取組について報告します。

企業の健康経営支援、従業員の体組成・生活習慣改善を目的に、参加企業の従業員が3か月間を健康づくりチャレンジ期間とし食事や運動に取り組む事業を平成30年度から実施しています。

昨年度は3企業、今年度は8企業で実施して、昨年度よりも個別の指導を取り入れ、体組成測定によるカラダの状態の見える化と個別指導を組み合わせて行った結果、参加従業員に、体脂肪の減少のほか、からだ・気持ちの変化や健康行動の継続意欲が見られました。また、事業終了後も企業独自の取組を継続するなど、健康経営意識の向上につながったものです。

事業の概要について、目的は、企業と従業員を対象に働く世代の健康増進を図ることとしています。対象は、管内の希望企業（従業員が概ね5名以上）ということで、少ない企業からでも申込があればお受けするという形にして、その従業員も対象としています。周知方法は、企業の健康管理担当者を対象とした研修会や、企業への健康出前講座の際に周知しています。説明会で、昨年度に実施した企業からどのような効果があったか等をご報告いただき、参加募集をしました。

事業の流れと実施内容は、参加企業の従業員には、健康講話を聴いていただき、体組成測定と生活習慣チェックによりその結果をふまえて個人ごとの目標設定をします。その後、3か月間の食事及び運動チャレンジの期間に取り組んでいただきます。保健所から活動量計（歩数計）と血圧計を貸し出します。歩数と血圧の記録を毎日測って記録することになっています。3か月間取り組んでいただきながら、その後、体組成測定・健康行動チェックを行い、自己評価をし、企業全体の結果報告会をします。

実施スケジュール例がありますが、チャレンジ期間は3か月間ですが、その前に企業に出向いての説明会を行います。スタート講座で血圧計・歩数計の正しい使い方もお伝えします。チャレンジ期間においては、3回の測定を行い、個別指導を行っています。終了後は、結果報告会、体組成計での測定結果を評価する形になります。また、企業からの要望により、その後どうなってるか測定会も行います。1つの企業で最低4回、多い企業だと7回、企業に出向き一緒に事業を進める形になります。

参加従業員数は、実人数124人（終了者86人、継続中38名）、延べ人数443人となっています。実施結果の変化は、体脂肪が減ったのが35人、体脂肪と筋肉量のバランスを示す点数であるフィットネススコアが増加したのが25人、行動目標を設定し生活習慣改善に取り組んだのは全員です。

事業の満足度は、ほぼ8割が満足で、からだや気持ちの変化を実感し、終了後も健康行動を継続しようとする意欲が見られ、生活習慣改善の取組内容、カラダや気持ちの変化について、終了時のアンケートで回答をいただいています。また、これからも継続したいこととして、第1位から第4位まで記載のとおりです。

企業独自の取り組みとしては、活動量計（歩数計）の購入補助、改善が顕

著な従業員の表彰、運動講習会の開催、トレーニングルームの活用促進、企業主体での取組の継続等が行われています。

今後の方向性としては、本事業により、参加従業員の生活習慣改善の動機付けとなったほか、企業側が従業員の健康づくりを後押しするなど、健康経営意識の向上が図られましたが、次年度に向け、結果をまとめ実施内容や評価方法の見直しを行い、参加企業の取組事例を広く管内に紹介することにより、健康経営に取り組む企業の拡大を図ることとしています。

以上です。

[滝田会長] ありがとうございました。

ただいま事務局から説明のあった内容について、皆さんからご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

[滝田会長] 希望企業は、商工会議所や商工会を通して募集するのですか。

[北川保健課長] 労働基準協会を通すほか、企業へ直接郵送しました。

[滝田会長] 従業者全員ですか希望者のみですか。

[北川保健課長] 希望者ですが、ほぼ全員が参加する状況です。

[滝田会長] 職場健診の結果と連動して、サポート内容を変えていくというのもよいと思います。事業実施後、次の健診の結果で改善されていれば強い動機付けとなると思います。

エ ポリ塩化ビフェニル（P C B）廃棄物の処理に向けた取組みの強化について

[滝田会長] 次に、「ポリ塩化ビフェニル（P C B）廃棄物の処理に向けた取組みの強化について」事務局から説明をお願いします。

[中村環境衛生課長] 大船渡保健所環境衛生課の中村と申します。

資料4を御覧ください。

P C Bは、その有用性から広範囲に使用されるも、毒性が明らかになり、1972年（昭和47年）に製造が中止となりました。その後、処理が進まず、確実かつ適正な処理を推進するため、平成13年にP C B特別措置法が交付・施行され、国が中心となり全国5箇所（北海道、東京、愛知、大阪、福岡）に処理施設が整備されました。

P C B廃棄物の処理には期限が設けられているため、管内でP C B使用安定器を所有している可能性のある事業者の調査と処理指導の強化を図っています。

P C B廃棄物処理の概要についてですが、P C B廃棄物は、P C B濃度により高濃度P C B廃棄物と低濃度P C B廃棄物に分類され、高濃度P C B廃棄物

は濃度が 0.5% を超えるものとなります。高圧変圧器・コンデンサー・安定器等の高濃度 P C B 廃棄物は中間貯蔵・環境安全事業株式会社（J E S C O）で処理を行っています。低濃度 P C B 廃棄物は、環境大臣が認定する無害化処理認定施設及び都道府県知事等が許可する施設で処理を行っており、岩手県には無いので他県に依頼することになります。

高濃度 P C B 廃棄物の処分期限は、変圧器・コンデンサーについては、令和 4 年 3 月 31 日まで、安定器及び汚染物等については、令和 5 年 3 月 31 日までとなっています。低濃度 P C B 廃棄物の処分期限は、令和 9 年 3 月 31 日までとなっています。

高濃度 P C B 廃棄物は、処分期間を過ぎると事実上処分することができなくなります。処分の期限は、処理施設の立地自治体との約束で設けられており、期限の延長はできません。使用中の変圧器、コンデンサー、安定器等についても、処分期間内に使用を終え、処分する必要があります。

3 ページ目に処分の流れの図がありますが、一番上の緑の部分は電気事業法の関係で変圧器・コンデンサー等の部分になり、経済産業省のルートで指導や処理されることになります。ピンクの環境省の部分について、我々で調査を進めているところです。真ん中の青い線の安定器等の処分期限が令和 5 年 3 月 31 日までということで、それまでに委託等により処分を進めていくことになります。右端に計画的処理完了期限とありますが、それまでに処分できなかった場合は廃棄物とみなして改善命令等の対象となります。

1 ページ目に戻りまして、2 の掘り起こし調査（P C B 使用安定器）については、蛍光灯等の安定器に入っているもので、それらについても処理を進めていく必要があります。コンデンサー等は電気事業法の中で届出対象となつておる程度は把握できるのですが、安定器については、P C B 特別措置法による届出が未だなされていない場合や使用中のものについて全てが特定され把握されているものではない状況です。このため、未処理の P C B 使用安定器を所有（設置、保管）している事業者を把握し、期限内に適正処理させることを目的に掘り起こし調査を実施しています。

照明器具の安定器（電灯のちらつきを安定させる装置）1957 年（昭和 32 年）1 月から 1972 年（昭和 47 年）8 月までに国内製造された照明器具の安定器に使用されており、高濃度 P C B の可能性があります。1977 年（昭和 52 年）3 月までに建築・改修された建物（工場、ビル、学校等）に設置されている可能性があります。一般家庭用の蛍光灯の安定器には P C B が使用されているものはありません。

調査対象及び調査状況について、建物の登記情報から、建物所有者の住所若しくは登記簿データにある建物地番に訪問し、調査票による調査依頼、後日調査票を回収し、P C B 使用安定器の所在が明らかとなれば処理指導を実施することとしています。

管内の調査対象施設が、906 件と膨大であることから、建物用途及び面積から優先順位を付け、優先度の高い 188 件を調査中です。また、本日、プラス 150 件ほどリストアップされてきました。これらが、優先度高い施設調査

で令和2年9月までとなります。現在の調査状況は、159件（84.6%）調査完了しているところです。残りについて、どのように調査していくかは、課題となっています。

今後の取組みの方向として、掘り起こし調査の強化を図り、期限内処理に向け各事業者に対し指導を実施することとしています。

以上です。

[滝田会長] ありがとうございました。

ただいま事務局から説明のあった内容について、皆さんからご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

[滝田会長] 優先度高い調査対象施設は、具体的にどのようなところですか。
工場などですか。

[中村環境衛生課長] 工場だけでなく、商店の倉庫など、一般家庭ではない建物全てとなります。

才 食品衛生法改正に伴う対応について

[滝田会長] 次に、「食品衛生法改正に伴う対応について」事務局から説明をお願いします。

[中村環境衛生課長] 資料5を御覧ください。

食品衛生法等の一部を改正する法律が、平成30年6月13日に交付されました。

今回の改正では多岐にわたる改正項目が盛り込まれており、特に食品事業者に影響が大きいHACCP（ハサップ）の制度化や営業許可制度の見直し等について、施行に向け今年度から食品事業者に対し講習会等を通じ周知を図っているところです。令和2年度も引き続き指導や助言を行うこととしております。

法改正の概要について、改正の背景・趣旨ですが、前回の食品衛生法の改正から約15年が経過し、世帯構造の変化を背景に、外食・中食への需要の増加等の食へのニーズの変化、輸入食品の増加など食のグローバル化の進展といった食や食品を取り巻く環境が変化しており、都道府県を越える広域的な食中毒の発生や食中毒発生数の下げ止まり等、食品による健康被害への対応が課題となっていること、また、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催や食品の輸出促進を見据え、国際標準と整合的な食品衛生管理が必要となったというものです。

主な改正内容ですが、広域的な食中毒事案への対策強化、HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の制度化、特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集、国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備、営業許可制度の見直し・営業届出制度の創設、食品リコール情報の報告制度の創設、その他（輸出・輸入の関係）となっています。HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の制度化、営業許可制度の見直し・営業届出制度の創設については、

食品事業者に対し使用許可や講習で保健所として力を入れているところです。

H A C C P (ハサップ) については、営業者が食中毒菌汚染等の危害要因を把握したうえで、原材料の入荷から製品出荷までの全工程の中で、危害要因を除去低減させるために特に重要な工程を管理し、安全性を確保する衛生管理方法で、先進国を中心に義務化が進められています。

H A C C P (ハサップ) に沿った衛生管理の精度化について、原則として、すべての食品等事業者に、施設・設備の衛生管理、食品取扱者の衛生管理・衛生教育等の一般衛生管理に加え、H A C C P (ハサップ) に沿った衛生管理のための計画を策定し、実施することとされています。ただし、規模や業種等を考慮した一定の営業者については、取り扱う特性等に応じた衛生管理とされています。

2021年（令和3年）6月1日完全制度化となりますので、食品関係事業者は、2021年（令和3年）5月末までに、H A C C P (ハサップ) を導入する必要があります。

営業許可制度の見直し・営業届出制度の創設について、営業許可の対象業種が、現在の34業種から32業種（新設・変更含む）に見直しとなります。新たに加わる漬物製造業等の業種について、事業者の把握と指導が必要です。

また、営業許可業種以外の営業を営む営業者は、原則としてすべてのものが営業届出の対象となります。今まで届出はありませんでしたので、対象になる方に周知していくことになります。

届出対象外の5業種として、食品又は添加物の輸入をする営業、食品又は添加物の貯蔵のみをし、又は運搬のみをする営業、容器包装に入れられ、又は容器包装で包まれた食品又は添加物のうち、冷凍又は冷蔵によらない方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化により食品衛生上の危害の発生のおそれがないものの販売をする営業、器具又は容器包装の製造をする営業、器具又は容器包装の輸入をし、又は販売をする営業、となっています。

よって、食品等事業者から許可対象業種を除き、さらに届出対象外を除いた全てが届出対象となります。2021年（令和3年）6月1日から施行となります。参考として、当所管内の営業許可施設数は1,411施設となっています。

取組状況及び今後の予定ですが、令和元年度の営業者を対象とした講習会の開催状況は、開催数16回（内 HACCP に特化した講習会1回）、受講者数 231人（内 HACCP に特化した講習受講者 34人）です。令和2年度の取組み予定ですが、食品衛生に関する各種講習会の際に受講者へ周知を図るとともに、H A C C P (ハサップ) に特化した講習会を開催することとしています。

最後に、当所で開催した講習会に係る東海新報の記事を付けていますので、参考までにご覧ください。

以上です。

[滝田会長] ありがとうございました。

ただいま事務局から説明のあった内容について、皆さんからご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

[滝田会長] ほとんどの店で、H A C C P (ハサップ) 又はそれに準じた基準に沿って行うことになるということでしょうか。

[中村環境衛生課長] そのようになります。これまで、岩手版H A C C P というものを進めてきましたので、ある程度イメージを持っている事業者もあるかと思いますが、それ以外の事業者については、講習等により進めていかなければならないと考えています。

[村上委員] 朝市で売っているような物は、対象となるのでしょうか。魚などを売っている場合もありますが、どうですか。

[中村環境衛生課長] 何を売るかによりますが、魚などは対象になると思います。国のQ & Aを参考にしながら進めていかなければならぬと考えています。

[村上委員] 市日（朝市など）でのみ仕入れて売っている場合がありますが、どうですか。

[中村環境衛生課長] 現段階ではつきりしたことは申し上げられないのですが、影響が出る可能性はあります。

[滝田会長] 食中毒予防ということもありますので、皆様のご協力が必要になると思います。

[滝田会長] ありがとうございました。

それでは、これにて進行を終了いたします。

皆様ご協力いただきありがとうございました。

進行を事務局にお返しいたします。

2 その他

[高橋次長] たいへんありがとうございました。

その他については、特にありません。

[高橋次長] 以上で令和元年度岩手県大船渡保健所運営協議会を閉会いたします。